

2-3. 組織体制の整備及び広報活動

2-3-1. 組織体制の整備

起債制度を利用する場合には、布設替に先立って既存の給水装置の所有権を無償譲渡してもらう必要がある。この作業は原則として給水装置所有者と直接話し合うということになり、ノウハウの蓄積と効率的な事業執行のためには、できれば専門の担当者が配置されて実施されることが望ましい。

また、事業体による布設替と併せて、助成金制度や融資制度を実施することによって、メータ下流側の鉛製給水管の布設替についても、所有者に対する働きかけを実施しやすくなることが考えられる。

このように組織体制の整備やノウハウの蓄積等の相乗効果によって、それぞれの制度が円滑に機能してくることが期待できる。

他事業における事例として、先に紹介した東京ガス（株）における経年管布設替事業では、①改善専従組織の構築、②改善目標件数の管理の徹底、③教育体系及び資格制度の確立、④折衝能力レベル向上を目指した「改善提案事例発表会」開催などの取り組みにより事業の執行体制の強化を図っている。

2-3-2. 広報のあり方

（1）鉛製給水管に関する広報の状況

平成15年4月の鉛製給水管使用実態調査では、鉛製給水管問題について広報しているかという問に対して、全体の51.3%に当たる330事業体が「いいえ」と答えている。給水人口50万人以上の事業体では、全事業体が広報を行っていると回答しているが、「いいえ」の割合は事業体の規模が小さいほど多く、鉛製給水管に関する広報を適切に実施されているとはいえない状況であった。

（2）個別広報の必要性

鉛製給水管が使用されている場合、水道水の水質基準を超えててしまう場合があり、鉛製給水管を使用している水道使用者及び給水装置所有者には、必ず個別にその使用状況を伝える必要がある。

メータより下流側で残存している鉛製給水管は、家屋の建替えや増改築によって次第に減少していくと考えられるが、「建替えを行ったのに鉛製給水管が解消されない」という状況を発生させないために、増改築工事申請を水道事業体で受け付けた時に、鉛製給水管が使われていることを所有者に明確に伝え、必ず鉛製給水管を布設替するよう指導するといった取り組みが必要であると思われる。

また、個別広報と個々の布設替案件への対応を考えると、対象件数が多くなるだけに、水道事業体として組織体制をどのように組むかが、事業の進捗を大きく左右すると考えられる。

2-3-3. 広報文の作成事例

広報を行う際には、鉛に関する水質基準の状況や布設替など事業体の対応、滞留水の飲用以外への使用、給水管所有者による布設替の推奨など、いくつかのポイントがある。こうした広報は、各事業体において実施されており、実施の際に参考になる。ここでは、起債制度や融資制度を実施することを想定した広報文の作成事例を示す。

鉛製の給水管を取替ましょう

お客様氏名 ○○ ○○ 様

お客様番号 〇〇-〇〇〇〇〇

お客様の配管図面を調査した結果、

お客様宅の給水管には 0. 〇m 鉛製給水管が使用されています。

水道水は、浄水場で浄化・消毒され、道路の下に埋設された配水管を通り、お客様が所有されている給水管を経て、蛇口に届きます。

この給水管には、昔から鉛が多く用いられてきました。(今では、鉛は用いられず、ポリエチレンやステンレスのものが使われています。)

ところが、最近になり、給水管から溶け出した鉛による健康への影響について、国際的にきびしく評価されるようになってきました。我が国でも、平成 15 年に水道水の鉛に関する水質基準が 5 倍強化されたところです。

このため、水道局では、「〇〇市給水管ふれっしゅ計画」を作成し、5 年間ですべての鉛製の給水管を新しいステンレス製のものに取替ることとしました。

今後、水道局において、事前に給水管の所有者であるお客様の了解を得て、道路(公道)に埋設されている鉛製の給水管をステンレス管に取替る工事を進めることとしております。工事は夜間に実施し、数時間断水することになりますが、何卒ご容赦ください。なお、取替た後の公道に埋設された新しい給水管は水道局が所有・管理し、漏水があった場合は、水道局の負担で修理することになります。

また、お客様の敷地内に埋設されている鉛製の給水管については、お客様の費用で取替ていただく必要がありますが、水道局では、お客様の負担を緩和するため、低利融資制度を設けました。是非、ご利用ください。

なお、水道局では、お客様のご要望に応じて、蛇口での水質検査を行っています。検査には、30 分程度かかりますが、ご希望の方はご連絡ください。

お問い合わせは、〇〇市水道局〇〇課までお願いいたします。

電話 〇〇〇-〇〇〇〇

2-4. 総合的対策の提案

「総合的対策の提案」では、これまで検討してきた施策を具体的にどのように活用していくかを総合的に検討してみる。今回はこれまでの検討の中で有力な施策と考えられた起債制度と助成金制度の活用を想定した布設替計画モデルを示す。このほか、助成金制度に代えて融資制度を活用したり、起債制度、助成金制度、融資制度の3施策を併せて実施することも考えられる。

〈鉛製給水管布設替計画モデル〉

(1) 鉛製給水管布設替の基本方針

鉛製給水管の布設替事業の基本的な進め方としては次のとおりとする。

- ①公道下の分水栓から水道メータまでは水道事業体が計画的に布設替するものとする。さらに公道下部分については、起債制度を利用し、集中的に事業を行うことにより事業期間を短縮、鉛製給水管の早期解消を図るものとする。
- ②水道メータより下流側については、助成金制度を活用し、給水装置所有者の早期布設替のインセンティブを高めるものとする。

(2) 公道下部分について

- ①計画期間：鉛製給水管の短期間での解消を目指し10年間とする。
- ②布設替範囲：布設替は水道メータまで行うが、分水栓から公私境界までの給水管については起債制度を用いて布設替する。
- ③財源：負担の平準化を図るため公道下部分の事業費について企業債を充当する。
- ④所有権譲渡：
 - 1)「布設替工事のお知らせ」をパンフレット等で実施し、工事地域の理解を得る。
 - 2)工事設計に先立って、公道下部分の既設給水装置について、無償譲渡の承諾を給水装置の所有者から得る。
事前に個別訪問し話し合いを実施し、承諾書等を受領する。
- ⑤事業推進：
 - 1)鉛製給水管布設替を単独事業で実施し、早期に計画的に推進する。
 - 2)配水管の布設替の際にも、鉛製給水管の布設替を図っていく。
- ⑥工事方法：開削工法
耐震性等を考慮し、ステンレス管に取替え、長期的な漏水防止対策を図る。新工法などコスト縮減策も検討していく。
(資料11 最近の技術情報[新工法])
- ⑦維持管理：公道下部分については、水道事業体の事業資産となるため維持管理を行っていく。
- ⑧資産管理：公道下部分の給水管については配水管付属施設として事業資産(固定資産 構築物)として管理する。減価償却期間は30年。